## 第1章 総則

## 1 目的

この指針は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。)、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「施行規則」という。)、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「危政令」という。)、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危規則」という。)、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「危告示」という。)、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例(平成 24 年条例第 32 号。以下「条例」という。)、宇部・山陽小野田消防組合危険物の規制に関する規則(平成 24 年規則第 39 号。以下「規則」という。))に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 用語

この指針における用語の意義は、法、施行令、施行規則、危政令、危規則、危告示、条例、規則に準ずる。また、この指針に適用する日本工業規格(以下「JIS」という。)は、当該 JIS の最新のものとする。

その他、本指針に使用する法令名等の略称は、次のとおりである。

- (1) 「建基法」とは、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)をいう。
- (2) 「建基令」とは、建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)をいう。
- (3)「建基則」とは、建築基準法施行規則(昭和25年11月16日建設省令第40号)をいう。
- (4) 「技術上の基準」とは、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準をいう。

## 3 運用上の留意事項

この指針は、各法令の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、危険物施設の事故 事例等に係る知見及び技術的背景等から、危険物施設の貯蔵又は取扱いの方法等に応じた安全対策 を向上するために、本消防局が付加した行政指導事項を含むものである。

これらの指導事項(指針内は◆で表示)については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、相手側の任意の協力によって実現されるものであることを前提とするものである。

